

平成 22 年 5 月 31 日 裁決

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、後記第 2 の 3 の原処分取消しを求めるということである。

第 2 再審査請求の経過

- 1 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「60 年改正法」という。）による改正前の厚生年金保険法の規定による老齢年金（以下、単に「老齢年金」という。）の受給権者で、その妻が既に死亡し、当時単身世帯であった A（以下「亡 A」という。）が平成〇年〇月〇日に死亡したので、その弟で亡 A の死亡前〇月間において〇〇老人ホーム等の入所、その費用の支払い等の手続きを執った B は、亡 A の死亡の当時、同人と生計を同じくしていたとして、社会保険庁長官に対し、亡 A に係る未支給の老齢年金の支給を請求したところ、同長官は、平成〇年〇月〇日付で、B に対し、当該未支給の老齢年金を支給する旨の処分をした（当審査会の平成 20 年（厚）第 10 号事件裁決書（平成 20 年 7 月 31 日付。以下「前件裁決書」という。）参照）。
- 2 請求人は、〇〇家庭裁判所〇〇支部で調停が成立し、亡 A の死亡による内縁解消に伴う財産分与を受けることとなったので（注：家庭裁判所

の実務においては、内縁関係の存在に疑問があるようなケースについても、当事者間の財産関係の清算に係わる紛争解決の手段として、広く財産分与制度を活用している。)、同人の死亡当時、同人と事実上婚姻関係と同様の事情にあり、かつ、同人によって生計を維持していた者であるとして、社会保険庁長官に対し、亡Aに係る遺族厚生年金の裁定と未支給の老齢年金の支給を請求したところ、同長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、遺族厚生年金を裁定する旨の処分（以下「先行処分」という。）をした（前件裁決書参照）。

- 3 社会保険庁長官は、Bに対し、平成〇年〇月〇日付で、同人よりも先順位者（亡Aと事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められた請求人のこと）が判明したとして、前記1の処分を取り消すとともに、同年〇月〇日付で、請求人に対し、亡Aに係る未支給の老齢年金を支給する旨の処分（以下「本件関連先行処分」という。）をした。
- 4 Bは、前記3の処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をしたので、当審査会は、請求人を利害関係人に指定し、その審理を進めた。
- 5 当審査会は、B、請求人提出の資料、当審査会が独自に収集した資料並びに審理期日における請求人及び保険者の代理人の陳述に基づき、請求人に対して遺族厚生年金の裁定及び未支給の老齢年金の支給をした前記2の処分は、実質、請求人の申立てと〇〇家庭裁判所〇〇支部での家事調停成立の事実だけに基づく、極めて杜撰な調査によるものであり、亡Aと請求人の婚姻につき法的障碍が何らなく、また、具体的な周囲の反対等があったのでないにもかかわらず、婚姻をせず、同居を阻む真にやむを得ない事情がないにもかかわらず、同居しておらず、夫婦同様の協力扶助義務等の履行があったとも認められず、近隣関係、親戚関係そ

の他の関係において両者が夫婦同然に振る舞い、周囲も両者を夫婦同然とみていたということも言えないので、亡Aと請求人は単なる友人の関係を越えた、極めて親しい関係にあったとは言えても夫婦同然の関係にあったとは認められないと判断し、その意味で前記第3のBに対する処分の理由は相当ではないが、一方、同人と亡Aとの間に、後者の死亡の当時生計同一関係があったとは認められないとして、平成〇年〇月〇日付で、Bに対し、前記4の再審査請求を棄却する旨の裁決（以下「本件関連未支給老齢年金裁決」という。）をした（前件裁決書参照）。

- 6 社会保険庁長官は、前記本件関連未支給老齢年金裁決を承けて、再度、亡Aの死亡当時、同人と請求人が事実上婚姻関係と同様の事情にあったかどうかについて調査を行ったが、本件関連未支給老齢年金裁決に際して用いられた前記5の資料と異なる趣旨の資料を収集することができず、また、請求人からも、同様、新奇性のある資料の提出はなかった。
- 7 そこで社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、前記2の先行処分を取り消す旨の処分（以下「原処分」という。）をした。なお、前記3の本件関連先行処分の取消し処分は、平成〇年〇月〇日付で行われた。
- 8 請求人は、原処分を不服とし、審査官に対する審査請求を経て当審査会に対し再審査請求をした。その不服の理由は、本件関連未支給老齢年金裁決手続において請求人が申し立てたところのものと基本的には変わるところのないもののほか、再審査請求段階でもそこに記載された主張が維持されていると思料される、審査請求段階で審査官に提出された異議申立書（平成〇年〇月〇日付）の記載内容によれば、その主なものは、以下のようなものである。

「略」

### 第3 問題点

- 1 遺族厚生年金は、老齢年金の受給権者が昭和61年4月1日以降に死亡した場合に、死亡した者の配偶者（婚姻はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で、その者の死亡当時その者によって生計を維持したものに支給される（厚生年金保険法第3条第2項、第58条第1項、第59条第1項及び60年改正法附則第72条第1項並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令54号）第88条第1項及び第3項）。
- 2 当審査会は、前記第2の3の本件関連先行処分に係る前記第2の5の本件関連未支給老齢年金裁決において、請求人は、亡Aの死亡の当時、同人と婚姻関係と同様の事情にあったものとは認められない旨判断したところである。もちろん、本件関連未支給老齢年金裁決はBの未支給の老齢年金の支給請求に係るものであり、請求人が利害関係人として参加した上でなされたものであっても、それは棄却裁決であり、また、本件とは事案を異にするものであるから、保険者等に対する拘束力があるものではない。しかし、本件関連先行処分に係る事案と本件は、その重要な要件事実を共通にするものであり、本件において、請求人が亡Aの死亡の当時、同人と婚姻関係と同様の事情にあったかどうかについて、新奇性のある資料が新たに提出されたわけでもないので、再度、両人の関係について検討し、本件関連未支給老齢年金裁決における前記判断を改める必要性は、全く認められない。
- 3 そうすると、本件の問題点は、前記第2の8の請求人の申立てを認めて、亡Aの死亡の当時、同人と婚姻関係と同様の事情にあったものとは認められない請求人に対し、遺族厚生年金を支給すべきかどうか、である。

#### 第4 審査資料

「略」

## 第5 当審査会の判断

- 1 受益的処分がたとえ法令の規定に違背していても、その取消しが信義衡平原則から許されない場合があり得ることは、請求人が申し立てるとおりであるが、そのような取扱いは、法による支配の観点から限定的であるべきであり、行政に著しい注意義務違反等があり、かつ、それを取り消さないことが公益を実質侵害しないとされた特段の事情がある場合に限られる。請求人が挙げた事例は、〇〇区の国民年金勧誘員が当人が外国籍である旨告げたにもかかわらず加入手続きをし、10年以上にわたってその状態を放置したもの等、本件とは到底同列に扱えないものである。
- 2 また請求人は、原処分はいわば行政手続法第13条に規定する聴聞等を行った上でなされたものでないから無効であると申し立てているが、聴聞等の手続きが必要となる「不利益処分」には、同法第2条第4号のロが、申請により求められた許認可等を拒否する処分等を含まないとしている。そうすると、原処分は、請求人にとって不利益なものであっても、請求人の遺族厚生年金の支給申請を前記第2の2で認めたものを、同人が厚生年金保険法上その支給を受ける資格がない者であることが判明したとして、同法が命じるところにより取り消したものであるので、すなわち、その申請を拒否したものとみることができ、行政手続法で聴聞等が必要とされる、前記「不利益処分」には含まれない。
- 3 以上のことから、原処分は適法かつ妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。